

号をもって廃刊. 東京数学物理学会記事を出版することを決定.

以後毎月(5月, 8月を除く)第一土曜日に常会, 5月第一土曜日に年会を開催することに定められた. 入会金 1円, 会費月 20 銭. 委員長選挙を行なう. 最高得票の菊池大麓は洋行予定のため辞任し, 次点の村岡範為馳が初代委員長となる.

7月 5日に帝国大学で第1回常会開催. 会員総数 82名.

山川健次郎ら関賞牌を動議.

9月 関賞牌規則設定. 資金は有志の寄附により, 賞牌の地金は金9銅1のものと定められた. 趣旨は'関賞牌ハ関先生ノ芳名ヲ不朽ニ伝ヘ且数学ノ進歩ヲ奨励スル

東京数学会社雑誌題言

此般數學會社ヲ開立スルノ目的ハ益々斯學ヲシテ開進セシメン  
トヲ欲スルニ在リ此學ヲ開進セシメントヲ欲スルノ目的ハ實理  
ヲシテ大ニ人間ニ明ナラシムルニ在リ蓋シ數ハ理ノ證ナリ證明  
ナラザレハ理顯レス荷理ノ顯レントヲ求メバ數ソレ講明セザル  
可ケンヤ我邦數學ヲ講スル者古來其人ニ乏シカラズ近世西學開  
クルニ及テ數學モ亦大ニ進ミニ三傑出ノ名家アリテ出テ東西ノ  
美ヲ併セ大ニ斯學ノ面目ヲ一新セリト云願フニ昔時武治ノ世士  
人ト稱スル者専ラ體力ヲ重ンジ智力ヲ重ンセズ儒者佛者皆空理  
ヲ務メテ實用ヲ務メズ等數ノ事ニ至テハ之ヲ卑シムト特ニ甚シ  
ク視テ以テ商賈ノ事トシ之ヲ度外ニ措クニ至レリ方今其風漸ク  
除ケリト雖モ餘習未ダ盡ク去ラズ常人ハ論ナキノミ文武ノ職ニ  
居リ教導ノ任ニ當リ號シテ君子學士ト稱スル者ト雖モ往々數學  
ヲ講セズ唯ニ講セザルノミナラズ講セザルヲ以テ辱トナサハル  
ニ至ル是數明ナラザレバ理顯レザルトヲ知ラザルヲ以テナリ然  
ラバ則チ斯學ノ面目ヲ一新セリト云フ者モ唯其專門有志輩ノ間  
ニ止マリテ其效未ダ公衆一般ノ實益ヲ爲スニ及バズト云フベシ  
是此會ヲ設ケタル所以ナリ本會既ニ公衆一般數學ノ開進ヲ以テ  
目的トス乃亦此目的ヲ達スベキ方略ヲ撰バザル可ラズ是ニ於テ  
會同初議略其端緒ヲ開キ要スルニ力ノ及ブ所ヲ盡サントヲ欲ス  
ルニ在リ其目曰ク内外古今數學關係ノ書籍ヲ蒐輯スルナリ曰ク  
各人ノ質問ヲ受ケバ必ズ之ガ答ヲ爲ス可キ也曰ク會中不審ノ件  
ハ弘ク公衆ニ質問ス可キナリ曰ク西洋數學書ヲ翻譯ス可キナリ  
曰ク既ニ翻譯セル者ハ之ヲ印行ス可キナリ曰ク諸名義譯例等ヲ  
一定ス可キナリ曰ク毎會議定スル所ハ輯録シテ印行ス可キナリ  
此等其大略ニシテ細目ノ如キニ至リテハ逐會議定スル所アラン  
トス今議事輯録第一號稿成ル題シテ東京數學會社雜誌ト云フ將  
ニ副題ニ附セントス依テ聊立會ノ本志ヲ述ルコトカクノ如シ

明治十年十月

神田孝平識

東京數學會社雜誌第一号より

社 則

- 第一條 本社會員ヲ分ツテ常員及ヒ臨時員ノ二種トス
  - 第二條 本社ノ常員ト爲ラントヲ欲スル者ハ入社ノ時ニ金一圓ヲ納ムルトヲ要ス
  - 第三條 但シ臨時員ハ納金ヲ要セズ
  - 第四條 遠國ニ在リテ通信員トナル者ハ常員ノ例ニ同ジ
  - 第五條 常員ハ出席ノ有無ニ拘ラズ每會社費トシテ金二十錢ヲ納ムルトヲ要ス
  - 第六條 臨時員ハ出席アリシ時ニ限り社費金二十錢ヲ納ムルトヲ要ス
- 一 雜誌ハ每號出來ノ節常員一般及ヒ當日出席ノ臨時員へ一部  
ヅ、配付スベシ
- 但シ通信員ハ別ニ郵便費ヲ納ムルトヲ要ス
- 右ハ昨明治十年十二月會日ニ於テ議定シタルモノニシテ此後逐  
會議定スル所ハ悉ク雜誌ニ掲載スルヲ例トス若シ入社人ニシテ  
未ダ此規則ヲ知ラザル者ハ本文ノ納金等次會ニ指出スベシ

社長

明治十年十二月に定められた最初の社則  
で、上記雜誌第三号に掲載されている。